

大和市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第1号

大和市庁舎管理規則の一部を改正する規則

大和市庁舎管理規則（昭和49年大和市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「を管理し、使用を規制し並びに所管する」を「の管理及び使用の規制を行い、当該」に改める。

第8条を削り、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（庁舎の出入り）

第7条 庁舎管理者は、秩序の維持、災害の防止その他必要と認めるときは、庁舎に出入りしようとする者の氏名及び出入りの目的を明らかにさせることができる。

第9条第1項第3号中「汚損又はき損する」を「汚損し、又は毀損する」に改め、同条第2項を削る。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（違反者等に対する措置）

第13条 庁舎管理者は、次のいずれかに該当する者又はそのおそれが明らかである者（以下「違反者等」という。）に対して、庁舎への入場を拒否し、許可若しくは承認を取り消し、又は行為の禁止若しくは退去を命じ、又は物件の撤去若しくは搬出を命じることができる。

(1) 第7条の規定に違反して氏名又は出入りの目的を明らかにしない者

(2) 第8条第1項、第9条、第10条第1項及び前条の規定に違反する者

(3) 第8条第4項又は第10条第2項の規定により付された条件又は指示事項に違反する者

2 前項の規定により物件の撤去若しくは搬出を命令した場合において違反者等がこれに従わないとき、又は庁舎における秩序の維持、適正な管理、若しくは災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、庁舎管理者は、自らこれを撤去し、又は搬出することができる。

別表第2関係条文の欄中「第7条」を「第8条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。